

お知らせ

日高でおトク！ PayPay使ってウキウキなお買い物♪



問い合わせ 日高市商工会 ☎985-2311

7月1日(金)～8月31日(水)

最大 **30%** 戻ってくる!!

期間中に市内の対象店舗でキャッシュレス決済サービス「PayPay」で支払うと、決済金額の最大30%のPayPayボーナスが付与されます。  
※キャンペーンの利用には、スマートフォン等にPayPayアプリをダウンロードする必要があります。

**還元上限金額**

- 2,000円相当(1回の支払い)
- 1万円相当(キャンペーン期間中)

**対象店舗** 市内のPayPayが利用できる店舗(一部を除く)

※キャンペーン期間中にアプリ内で確認できます。  
詳しくは決まり次第、市ホームページやチラシなどでお知らせします。

お知らせ

計量器(はかり)の定期検査を実施します



計量法の規定により、取引や証明に使用する「はかり」は、2年に1回定期検査を受けなければなりません。必ず検定証印または基準適合証印のあるものを使用しましょう。

機械式はかり(ひょう量250kg以下のもの)の定期検査を行います。

**日時** 7月1日(金)

午前10時～正午、午後1時～3時

**場所** 市役所庁舎北側

**費用** 検査手数料

※はかりによって異なります。

**持ち物**

はかり(分銅・おもりを含む)、検査手数料、申請書(後日郵送)

**申し込み**

不要(直接会場へ)

**問い合わせ**

○産業振興課商工観光担当

○埼玉県計量検定所

☎048-652-2171

**検査対象となるはかりの例**

- 商品の重さを明示するために使用するもの
- 原材料の購入・製品の販売出荷のために使用するもの
- 食材などの購入のために使用するもの
- 貨物・荷物の運賃算出等に使用するもの
- 農産物、水産物の売買・出荷のために使用するもの
- 薬の調剤用に使用するもの
- 廃棄物処理業者などが、処理費用の算定に使用するもの
- 自動詰込機(自動はかり)により詰め込んだ商品の重さを最終確認するために使用するもの
- 観光農園や農産物直売所において料金算定や量目表記のために使用するもの
- 保健所(保健センター)、病院、学校、幼稚園、保育所、産婦人科医院等で法に定められた健康診断(体重測定)に使用するもの

**注意事項**

- 電気式(デジタル式)はかりや、ひょう量250kgを超える機械式はかりは、別途巡回して検査を行います。
- はかりは汚れを落としてきてください。
- ストッパーがある場合は、装着してお持ちください。
- 検査に合格した「はかり」には、合格シールを貼付します。
- 検査を受けていない「はかり」は取引や証明に使用することができません。